

議案第 5 号

市川市教育委員会委員の定数に関する条例の制定について

市川市教育委員会委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市教育委員会委員の定数に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、市川市教育委員会の委員の定数は、6 人とする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 理 由

多様な市民の意向を教育行政に一層反映させるため、教育委員会の委員の定数を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。